

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

## 令和元年度

# 定期監査(後期)結果報告書

令和2年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和元年度定期監査（後期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和元年 12 月 20 日までは濱田幸二前監査委員が、同月 21 日からは小池勇士監査委員が関与した。

令和 2 年 2 月 17 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	豊 島	あつし

# 目 次

## I 行政機関・学校等

第1	実施期間	1
第2	監査対象施設	1
第3	監査事項	1
第4	監査の方法	1
第5	監査の結果	1
第6	重点事項	2
第7	まとめ	4

## II 工事

第1	実施期間	6
第2	監査対象課	6
第3	監査事項	6
第4	監査の着眼点	6
第5	監査の方法	7
第6	監査の結果	7
第7	まとめ	7

## 別 表

別表1	行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目	8
別表2	行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程	8
別表3	工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)	9
別表4	工事監査対象工事(契約変更を行った工事)	10

## 資 料

関係法規	11
------	----

## I 行政機関・学校等

### 第1 実施期間

令和元年9月10日（火）から令和2年1月24日（金）まで

### 第2 監査対象施設

大久保第一・長延・西早稲田・早稲田南町の各保育園、北新宿・西新宿の各子ども園、榎町・北新宿の各子ども家庭支援センター、津久戸・江戸川・早稲田・富久・東戸山・天神・戸塚第三・落合第三・落合第六・西新宿・西戸山の各小学校、牛込第二・西早稲田・落合第二の各中学校、新宿養護学校、津久戸・早稲田・落合第三・西戸山の各幼稚園

### 第3 監査事項

令和元年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、新宿区契約事務規則及び新宿区物品管理規則等に基づき、監査を実施した。

なお、「備品の購入手続と管理について」を重点事項として監査した。

### 第4 監査の方法

監査委員は、別表1のとおり各部局から関係課長の出席を求めて質疑を行い、監査を実施した。また、監査委員の命を受けた事務局職員は、監査資料、関係書類、帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、別表2のとおり監査を実施した。

### 第5 監査の結果

令和元年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況については、おおむね適正に行われているものと認められた。

また、重点事項については後記「第6 重点事項」のとおりであり、おおむね適正に行われているものと認められた。

## 第6 重点事項

### 1 テーマ

備品（購入予定価格 5 万円以上の物品）の購入手続と管理について

### 2 監査の観点

「備品の購入手続と管理について」は、平成 30 年度の定期監査(後期)の重点事項として監査した結果、短期間に備品と消耗品の購入について同一事業者と別々に契約を締結していたものや、財務会計システムのデータファイル（備品マスター）に登録されていない備品があるなどの事例が見られた。

令和元年度の監査対象施設は平成 30 年度と異なるため、今回も備品の購入手続と管理が適正に行われているか、さらに購入時期について適切かどうかを重点事項として監査した。

### 3 監査対象

平成 31 年 4 月から令和元年 10 月までの間に、監査対象施設が購入し、及び所管換えにより取得した備品

### 4 主な着眼点

- (1) 購入した備品の契約手続は適正に行われているか。
- (2) 購入した備品の支払手続は適正に行われているか。
- (3) 備品の出納手続（受入・払出）及び管理は適正に行われているか。
- (4) 備品の購入時期は適切か

### 5 対象備品と着眼点別の状況

令和元年度の監査対象 27 施設全てが監査対象の備品を所有し、その合計は 179 点であった。また、着眼点別に改善を求めた事項の件数は、**右表**のとおりであった。

対象施設	対象 点数	着眼点別に改善を求めた事項の件数							
		(1) 契約手続		(2) 支払手続		(3) 出納手続・管理状況			(4) 購入 時期
		見積書 不存在	分割 発注	請求の 遅れ	支払の 遅れ	備品 未登録	備品ラベル 未貼付	確認簿による 点検未実施	未購入
保育園・子ども園 (6園)	17		1	1	1				
子ども家庭支援 センター(2施設)	2								
小学校 (11校)	114			1		4			1
中学校 (3校)	37			1					
特別支援学校 (1校)	2								1
幼稚園 (4園)	7								
計	179	0	1	3	1	4	0	0	2

※請求の遅れ：備品の取得から30日以上経過後に請求を受けていたもの

※支払の遅れ：適法な請求を受けてから30日以上経過後に支払手続をしていたもの

※未購入：購入予定の備品を令和元年10月までに全く購入していなかったもの

## 6 主な着眼点別確認結果

### (1) 購入した備品の契約手続は適正に行われているか。

短期間に同種の備品の購入について同一事業者と別々に契約を締結し、合算すると見積競争が必要であったものが見られた。

### (2) 購入した備品の支払手続は適正に行われているか。

備品の取得から請求を受けるまでに相当期間を要していたもの、請求を受けてから支払まで、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払手続の処理期間である30日を超えていたものが見られた。

### (3) 備品の出納手続（受入・払出）及び管理は適正に行われているか。

実地監査時点で、財務会計システムのデータファイル（備品マスター）に登録されていない備品が見られた。

### (4) 備品の購入時期は適切か

実地監査時点で、備品の購入が全くされていないものが見られた。

## 第7 まとめ

- 1 今回の定期監査に当たっては、予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、関係書類や帳票等を調査するとともに、監査の継続性の観点から、過去に改善を求めた事項について、その改善状況を確認した。

また、内部統制がさらに図られるよう、事務事業の効率的かつ効果的な執行や、法令等を遵守した適正な業務の執行がなされているかを検証した。

- 2 監査の結果、公表すべき指摘事項は認められなかった。

なお、公表までは至らないが、改善を要望した主な事項については、以下のとおりである。

### (1) 契約事務について

短期間に、同種の契約を同一事業者と別々に締結していたものが見られた。また、新聞等の継続購読について、支出負担行為手続がされていなかったものや、委託契約において、仕様書等が添付されていなかったものが見られた。

各施設においては、事業の執行管理及び情報共有を徹底し、適切な事務処理に努められたい。

### (2) 支払事務について

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払期限を超えて支出していたものや、履行完了から適法な請求を受けるまで、相当期間を要していたものが散見された。支払の遅延は相手方へ負担を負わせるものであり、予算執行上の事故にもつながりかねないため、迅速に対応されたい。

### (3) 物品の管理について

金券等の保管場所の鍵の管理について、公金管理マニュアルで定めた管理者が管理していなかった事例や、購入した薬品について、薬品管理簿が作成されていなかったものが見られた。物品の管理については、紛失等の事故防止や安全確保のため、マニュアル等に沿って適正に管理されたい。

3 今回の定期監査でも、これまで指摘した契約・支払事務や物品管理の不備について改善が図られていない事例が散見された。このように同じ誤りが繰り返されることについては、不適切な事務処理を指摘された個々の施設だけの問題ではなく、それを指揮監督する組織全体の問題であるとの認識がいまだに欠如している、と言わざるを得ない。

今回の定期監査(後期)結果報告書については、監査対象施設だけでなく全ての施設でその監査結果を共有し、より一層適正な事務処理の執行に努められたい。

また、所管課においては、更なる再発防止策を検討するとともに、継続的な事務処理の見直しや研修等の支援を行い、組織全体の問題として内部統制の強化に取り組まれたい。

## II 工事

### 第1 実施期間

令和元年9月10日（火）から令和2年1月24日（金）まで

### 第2 監査対象課

総務部総務課、総務部契約管財課、総務部施設課、地域振興部生涯学習スポーツ課、文化観光産業部文化観光課、みどり土木部道路課、みどり土木部みどり公園課、環境清掃部ごみ減量リサイクル課、教育委員会事務局学校運営課

### 第3 監査事項

- 1 監査実施日現在、令和元年度実施の工事における施工中及び工事が完了した起工金額500万円以上の工事のうち、別表3の工事を対象として監査を実施した。
- 2 平成30年度に契約変更を行った工事(契約金額に変更のなかったものも含む。)のうち、別表4の工事を対象として監査を実施した。

実施件数の内訳は、次表のとおりである。

工事監査実施件数

	500万円以上の工事	契約変更工事
総務部	4	7
地域振興部	0	1
文化観光産業部	0	1
みどり土木部	4	4
環境清掃部	2	0
教育委員会事務局	1	1
合計	11	14

### 第4 監査の着眼点

計画・設計・積算・契約（契約締結に至る業者選定過程を含む。）・施工等の各段階について

- 1 工事が法令等の定めるところに従い適正に行われているか。
- 2 その工事は、効率的かつ効果的に執行されているか。

## 第5 監査の方法

監査委員及び監査委員の命を受けた事務局職員は、別表3及び別表4の工事について、起工書等起工に係る関係書類、契約書等契約に係る関係書類、工事記録写真等施工に係る関係書類を調査するとともに、所管の課長等から説明を聴取し質疑を行った。

施工途中の現場の現地監査においては、工事現場と各種関係書類との照合を行い、工事監理状況、工事実施状況を確認した。

また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策について確認した。

## 第6 監査の結果

今回の監査に係る工事の計画・設計・積算・契約・施工等について、おおむね適正に行われているものと認められた。

## 第7 まとめ

今回監査した工事については、以下に述べる事例を除き、着眼点からの問題は特に見られなかった。

問題となった事例は、請負者からの契約変更書類の提出が遅れたため、施工後に契約変更手続の処理がされているものであった。

契約変更する際は、変更する部分について請負者と設計変更の手続を行った後に工事を施行することが基本であるため、区は、このような手続の遅延がないよう十分に徹底されたい。

このほかにも、請負者等から提出された書類において、日付等の記載漏れや記載誤り、必要な書類が添付されていないもの等が複数見られた。また、施工中の現場において、設置すべき標識の一部が掲示されていないものが見られた。これらを含め、区は、請負者や受託者に対し、適切に指導・監督されたい。

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実施月日	質問項目
12月18日(水)	(1) 契約事務について (2) 支払事務について (3) 公金管理及び物品管理について (4) 服務について (5) 内部統制に関する取組の現状と課題について

※質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程

実施月日	施設名
11月6日(水)	天神小学校 落合第二中学校
11月7日(木)	戸塚第三小学校
11月8日(金)	早稲田小学校・幼稚園
11月11日(月)	西新宿子ども園 西新宿小学校 新宿養護学校
11月13日(水)	北新宿子ども園・北新宿子ども家庭支援センター 榎町子ども家庭支援センター 江戸川小学校
11月15日(金)	大久保第一保育園 東戸山小学校 落合第三小学校・幼稚園
11月19日(火)	長延保育園 早稲田南町保育園 富久小学校 牛込第二中学校
11月20日(水)	西早稲田保育園 西戸山小学校・幼稚園 西早稲田中学校
11月22日(金)	津久戸小学校・幼稚園 落合第六小学校

別表3 工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)

実施月日	実施内容及び監査対象工事	
9月30日(月) 10月1日(火)	事務局職員による監査対象工事11件の概要聴取	
10月15日(火)	所管課による工事概要説明及び監査委員による質問	
10月18日(金)	実地 監査	※1 新宿区立鶴巻図書館防火シャッター改修工事 契約金額 10,890,000 円
		※1 新宿区立鶴巻図書館受変電設備改修その他工事 契約金額 12,980,000 円
		※1 新宿区立鶴巻図書館空調設備改修その他工事 ※2 契約金額 40,147,800 円
		※1 遮熱性舗装工事(絵画館前) 契約金額 106,278,700 円
		新宿区立江戸川小学校外壁改修その他工事 契約金額 95,700,000 円
		新宿区立津久戸小学校外36校消防設備改修その他工事 契約金額 22,704,000 円
10月21日(月)	実地 監査	都市計画道路補助第72号線第I期区間道路舗装整備工事 契約金額 169,771,680 円
		新宿中央公園(芝生広場等)整備工事 契約金額 170,500,000 円
		新宿駅西口駅前喫煙所基盤整備工事 契約金額 8,914,400 円
		新宿駅西口駅前喫煙所整備工事(電気工事) 契約金額 5,670,500 円
11月21日(木)	実地 監査	道路改良工事(旧青梅街道) 契約金額 73,375,500 円

※1監査委員による実地監査

※2随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)による契約

(注)契約金額は監査実施日現在の金額

別表4 工事監査対象工事(契約変更を行った工事)

件名	変更内容		
新宿区役所本庁舎地下駐車場排水桝等改修工事	契約金額の変更		
	変更前	12,938,400 円	変更後 14,108,040 円
旧東京都立市ヶ谷商業高等学校跡地鉄筋コンクリート組立塀等改修工事	契約金額の変更		
	変更前	7,124,436 円	変更後 9,502,423 円
新宿区立新宿スポーツセンター内部改修その他工事	契約金額の変更		
	変更前	75,600,000 円	変更後 82,348,920 円
新宿区細工町学童クラブ整備工事	契約金額の変更		
	変更前	11,113,200 円	変更後 11,931,840 円
新宿区立高田馬場第二保育園及び高田馬場第二児童遊園コンクリートブロック塀改修工事	契約金額の変更		
	変更前	10,260,000 円	変更後 11,082,960 円
新宿区立新宿歴史博物館受変電設備等改修電気設備工事	契約金額の変更		
	変更前	26,676,000 円	変更後 27,450,360 円
新宿区立新宿スポーツセンター空調設備改修その他に伴う電気設備工事	契約金額の変更		
	変更前	73,608,480 円	変更後 77,726,520 円
新宿区立西戸山公園野球場防球ネット改修工事	契約金額の変更		
	変更前	10,260,000 円	変更後 10,675,800 円
歩行者用観光案内標識本体設置及び更新工事	契約金額の変更		
	変更前	8,766,360 円	変更後 8,867,880 円
新宿区水位警報装置更新工事	契約金額の変更		
	変更前	88,020,000 円	変更後 89,277,120 円
植樹帯撤去工事(西新宿五丁目地区)	契約金額の変更		
	変更前	2,775,600 円	変更後 1,853,280 円
防犯カメラ設置工事	契約金額の変更		
	変更前	4,698,000 円	変更後 4,652,640 円
新宿西口地下第1公衆便所汚泥圧送管改修工事	工期の変更(契約金額の変更なし)		
			契約金額 1,976,400 円
新宿区立津久戸小学校外5校和式便器洋式化工事	契約金額の変更		
	変更前	16,176,240 円	変更後 15,880,320 円

※契約金額変更の主な事由

増額となった事由：既存解体後の判明に伴う仕様変更  
減額となった事由：施工段階での判明に伴う仕様変更

※工期の変更(契約金額の変更なし)の事由

請負者の現場作業員がインフルエンザに集団感染し、工事を中止したことに伴う工期の延伸

## 資料 関係法規

### 新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）から抜粋

（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

第 39 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

（見積書の徴取）

第 40 条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権者は、1 人から見積書を徴する方法（単数見積）によることができる。

- (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
- (2) 工事又は製造（印刷を含む。）の請負契約（前号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 30 万円未満のもの
- (3) 前号以外の契約（第 1 号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 10 万円未満のもの

## 新宿区物品管理規則（昭和 39 年新宿区規則第 22 号）から抜粋

（物品の区分等）

第 5 条 物品は、次に掲げる区分に従い、品名別に整理しなければならない。

- （1）備品
- （2）消耗品
- （3）材料品
- （4）動物
- （5）不用品
- （6）借用物品

2 会計管理者は、前項に規定する区分及び品名を明らかにしなければならない。

（財務会計システムでの管理）

第 6 条 前条第 1 項第 1 号及び第 5 号に掲げる物品は、財務会計システムのデータファイル（以下「備品マスター」という。）に登録して整理しなければならない。ただし、会計管理者が別に定める場合にあつては、この限りでない。

※下線部については、令和元年 12 月 9 日の規則改正により削除

## 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）から抜粋

（支払の時期）

第 6 条 第 4 条第 2 号の時期（※対価の支払の時期）は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

印刷物作成番号  
2019-4-5101

令和元年度

定期監査(後期)結果報告書

令和2年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話(03)5273-4579(ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により380部印刷製本しています。その経費として、1部当たり101円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。